

令和3年9月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

政策総務課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 61 号	宇治市個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市個人情報保護条例	1

宇治市個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 略 (利用目的の明示)</p> <p>第6条 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等(<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>第7条～第30条 略 (個人情報の提供先への通知)</p> <p>第31条 実施機関は、第29条第1項に規定する決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に</p>	<p>第1条～第5条 略 (利用目的の明示)</p> <p>第6条 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等(<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p> <p>第7条～第30条 略 (個人情報の提供先への通知)</p> <p>第31条 実施機関は、第29条第1項に規定する決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に</p>

宇治市個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
<p>規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>第32条～第64条 略 (適用除外)</p> <p>第65条 この条例は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条第1項</u>に規定する個人情報 (2) 略 2～5 略</p> <p>第66条～第74条 略</p>	<p>規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>第32条～第64条 略 (適用除外)</p> <p>第65条 この条例は、次の各号に掲げる個人情報については、適用しない。 (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法<u>第52条(第2号を除く。)</u>に規定する個人情報 (2) 略 2～5 略</p> <p>第66条～第74条 略</p>